

平成27年4月1日

調書決定事務処理要領

民事訴訟規則第50条の2に定める決定書に代わる調書（以下「調書決定」という。）の作成等については、この事務処理要領の定めるところによる。

第1 調書決定の作成手順

調書決定は、次の手順により作成する。

- 1 書記官は、裁判所の決定内容に基づき、調書決定の原案を作成する。
- 2 書記官は、調書決定の原案について、担当調査官によるチェックを受け、必要に応じた修正を加えるなどした後、調書決定に押印し、主任裁判官（裁判長）の認印を受ける。

第2 様式及び記載方法

1 様式

- (1) 調書決定の様式は、別紙様式1から別紙様式5までのとおりとする。
- (2) 調書決定の作成に当たり、行数は40行、1行の文字数は37文字、文字の大きさは12ポイントとする。
- (3) 調書決定は、できる限り、事件管理システムを利用して作成する。

2 記載方法

- (1) 標題は、「調書（決定）」とする。

- (2) 事件の表示等

ア 上告事件、上告受理事件、特別上告事件、特別抗告事件及び再審については、事件番号により事件を特定する。ただし、事件を特定するため必要と認めるときは、事件名を記載することができる。

イ 雜事件は、事件番号及び事件名により事件を特定する。

ウ 立件を要しない申立てについては、申立ての名称により特定する。

(3) 決定日は、各小法廷において定めた日を記載する。

(4) 当事者等

ア 当事者等には、事件の当事者、法定代理人、補助参加人及び訴訟代理人（指定代理人を含む。）の氏名又は名称を記載する。

イ 訴訟代理人（指定代理人を含む。）が複数のときは、1名を記載し、その余は「ほか」と記載する。

なお、記載する代理人は、原則として、理由書記載の筆頭者とする。

(5) 原裁判の表示等

ア 上告事件及び上告受理事件については、原判決の表示として、原審の裁判所名、事件番号及び判決言渡日を記載する。

イ 特別抗告事件については、原裁判の表示として、原審の裁判所名、事件番号及び決定日又は命令日を記載する。

ウ 再審事件については、対象事件の表示として、再審の訴え又は再審の申立ての対象事件の事件番号及び判決言渡日又は決定日を記載する。

エ 雜事件及び立件を要しない申立てについては、基本事件の表示として、基本事件の事件番号を記載する。

(6) 決定の前文に、裁判官全員一致の意見で決定された旨を記載する。

(7) 調書作成日は、上記(3)の決定日を記載する。

(8) 調書末尾の書記官の記名には、裁判所名を付する。

3 その他

(1) 調書決定の正本及び写しの裁判長の認印欄及び書記官名の押印部分には、「印」等、原本に捺印がある旨の表示をする。

(2) 決定内容が別紙になる場合には、その別紙には「(別紙)」の表示を付す。当事者目録が別紙になる場合には、その別紙には「当事者目録」の表題を付し、「(別紙)」の表示は付さない。

(3) 調書決定が複数枚にわたるときは、別紙も含めて調書の枠外下中央に通し

丁数を付する。

なお、当事者目録が別紙となる場合も同様であり、この点では、決定書作成の場合と異なる扱いを取ることになる。

第3 保存等

調査決定の原本は、当庁で保存し、記録には、調査決定の正本をつづる。

第4 更正

調査決定の更正は、更正決定による。

別紙様式 1

裁判長
認印

調書(決定)

事件の表示	
決定日	
裁判所	
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	
当事者等	
原判決の表示	

別紙様式 2

裁判長印

調書 (決定)	
事件の表示	
決定日	
裁判所	
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	
当事者等	
原裁判の表示	

別紙様式 3

裁判長印

調書 (決定)

事件 の 表 示	
決 定 日	
裁 判 所	
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	
当 事 者 等	
対象事件の表示	

別紙様式4

裁判長
認印

調書(決定)

事件の表示	
決定日	
裁判所	
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	
当事者等	
基本事件の表示	

別紙様式5

裁判長
認印

調書(決定)

申立ての表示	
決定日	
裁判所	
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	
当事者等	
基本事件の表示	